

勝央町お試し住宅事業実施要綱

(平成 29 年 2 月 3 日告示第 13 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、勝央町（以下「町」という。）に移住を検討している者が町の風土及び日常生活を一定期間体験するために居住するお試し住宅の整備及びその使用について必要な事項を定めることにより、本町への移住及び定住の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町外に住所を有する者で町への移住及び定住を検討している者のうち、勝央町空き家情報バンク制度要綱(平成 26 年告示第 16 号。以下「空き家情報バンク」という。)第 7 条に基づく登録をしたものをいう。ただし、転勤等による転入予定者を除く。

(2) お試し住宅 空き家情報バンク第 4 条に基づき登録された空き家のうち、移住希望者が日常生活を一定期間体験できるよう町が整備した住宅をいう。

(お試し住宅)

第 3 条 お試し住宅の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(使用申請)

第 4 条 お試し住宅の使用を希望する移住希望者は、利用開始日の 60 日前から 14 日前までに勝央町お試し住宅使用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適正と認めたときは、勝央町お試し住宅使用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(契約)

第 6 条 町長は、許可書の交付を受けた移住希望者（以下「使用者」という。）とお試し住宅使用貸借契約書（様式第 3 号。以下「契約書」という。）により締結し、お試し住宅を使用させるものとする。

(使用期間)

第 7 条 使用者がお試し住宅を使用できる期間は、3 日以上 180 日以内とし、前条に規定する契約書において定める。ただし、複数年度にわたる使用貸借は行わない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、町長が認める特別な事情があるときは、使用期間を延長又は短縮することができる。ただし、延長は1回のみとし、当初使用開始日から起算して最長 365 日以内とする。

3 使用期間の満了日は、次の各号に定める日を除いた日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 12 月 26 日から翌年の 1 月 5 日までの日
- (使用料)

第 8 条 お試し住宅の使用料は無料とする。ただし、お試し住宅の使用に伴う飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及びお試し住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第 9 条 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し住宅以外の目的に使用しないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (3) 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 27 年岡山県条例第 17 号）第 2 条に規定する薬物（以下この号において「危険ドラッグ等」という。）を製造し、栽培し、販売し若しくは販売する目的で保管し若しくは陳列する場所として利用し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって使用することを知りながらそのための場所として提供すること。
- (4) 使用者以外の者に対し、お試し住宅又はその敷地を転貸し、若しくは使用させ、又は第 6 条の規定により締結した契約に基づく権利を譲渡しないこと。
- (5) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理し、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (6) 火災、盗難の予防及び水道の凍結防止に注意を払うなどお試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。）を適切に取り扱うこと。
- (7) お試し住宅周辺の除草や除雪を適宜行い、住環境の整備をすること。
- (8) ゴミは、分別方法等決められたルールに従い処理すること。
- (9) お試し住宅を増築し若しくは改築し又は内装を変更するとき若しくは新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を得ること。
- (10) お試し住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (11) お試し住宅が所在する地域の自治会活動等へ参加すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用に関し町長が必要と認めること。
(行為の禁止)

第10条 使用者は、お試し住宅及びその敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長の許可を得た場合はこの限りでない。

- (1) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 事業又は営業行為を行うこと。
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (4) 文書、図画その他の印刷物を掲示又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 動物を飼育すること。
- (7) 住宅の内部で喫煙すること。
- (8) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(使用許可の取消)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による使用許可を取り消し、第6条の規定により締結した契約を解除することができる。

- (1) 第14条に規定する損害を賠償しないとき。
- (2) 前2条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約書に定める義務を完全に履行しないとき、又は契約書に定める内容に違反したとき。

(明渡し)

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項前段の明渡しをするときは、明渡しする日時を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、使用者と協議するものとする。

(立入調査)

第13条 町長は、お試し住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他の管理上特に必要があるときは、当該職員又はその委任した者に当該お試し住宅及びその敷地内に立ち入って調査をさせることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入調査を拒否することができない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者は、故意又は過失によりお試し住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めたときはこの限りではない。
(事故免責)

第 15 条 当該お試し住宅及びその敷地が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、使用期間中に当該お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、町は、その賠償の責任を負わないものとする。

2 当該お試し住宅及びその敷地が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象を原因として使用期間中に当該お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対して、町は、その賠償の責任を負わないものとする。
(補則)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

| 名称 | 位置 |
|------------|--------------|
| 勝央町田井お試し住宅 | 勝央町田井 578 番地 |

様式第 1 号(第 4 条関係)

勝央町お試し住宅借用申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

勝央町お試し住宅使用許可書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

お試し住宅使用貸借契約書

[別紙参照]